

## 税関職員服制の一部を改正する省令要旨

- 1 税関職員の制服を改定することとしたので、税関職員服制の別表を改正することとする。
- 2 この省令は、公布の日から施行することとする。
- 3 税関職員は、この省令の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の服制によることができる。